

別表1 (運営規約第3条第2項)
加入金徴収基準及び払込みの方法

1 加入金徴収基準

区 分	金 額	摘 要
加入金	5,000 円	

2 加入金の払込みの方法

加入申し込みと同時に仮納付をし、理事会承認時をもって加入金とする。

別表2 (運営規約第4条)

会費の徴収基準、払込みの方法及び納付

1 会費徴収基準

区 分	金 額	摘 要
均等割 個人	6,000 円	
法人	13,000 円	
規模割 従業員数割 (従事者数)	0 円 ~ 31,000 円	0 口~31 口まで (1 口は 1,000 円)

※従事者数割は、次の表のとおりとする。

(従事者数割)

従事者数	口 数	金 額	摘 要
1 人 ~ 2 人	3 口	3,000 円	
3 人 ~ 5 人	6 口	6,000 円	
6 人 ~ 10 人	11 口	11,000 円	
11 人 ~ 20 人	16 口	16,000 円	
21 人 ~ 30 人	21 口	21,000 円	
31 人 ~ 50 人	26 口	26,000 円	
50 人 以上	31 口	31,000 円	

2 前項の基準にかかわらず、次の各号に掲げる会員の会費額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 青年部の部長及び副部長並びに女性部の部長及び副部長 9,000 円
- (2) 本会定款第9条第2号に規定する「イ・ロ・ニ・チ・リ」の会員 30,000 円
- (3) 本会定款第9条第2号に規定する「ハ」の会員 17,000 円
- (4) 本会定款第9条第2号に規定する「ホ・ヘ・ト・ヌ・ル・オ」の会員 9,000 円
- (5) 本会定款第9条第3号に規定する「イ・ロ・ハ」の会員 12,000 円

3 定款第18条に掲げる特別会員の会費額は、財務委員会に於いて検討し、理事会で承認した額とする。

※ 新規加入者は、加入時期により年額を減額することができる。

4 会費の払込みの方法

口座振替及び直接納入の2通りとする。

5 会費の納期

会費は、毎年6月30日までとする。